

諸外国のオークション制度

周波数オークションに関する懇談会 事務局

(参考) 周波数オークションの導入に関する論点	1
1 導入目的	
周波数オークションの導入目的	2
2 払込金の法的性格	
オークション払込金の性格	3
3 収入の使途	
オークション収入の使途	4
4 対象範囲	
周波数オークションの対象無線システム	5
再免許時の周波数オークションの取り扱い	6
5 制度設計	
スペクトラムキャップ・優遇措置・新規参入専用枠	7
周波数オークションにより得た免許等の有効期間	8
オークション参加資格	9
入札すべき内容	10
最低落札価格の設定の是非、設定方法	11
入札方法、入札状況の公表方法等	12
エリアカバー率の義務付け	13
ネットワークの他の事業者等への開放の義務付け	14
落札者による払込金の納付方法	15
オークション払込金の会計処理	16
談合等不正行為の規制	17
6 二次取引	
二次取引制度	18
7 電波利用料との関係	
周波数オークションを実施した場合の電波利用共益事務費用に相当する費用の負担の在り方	19
8 免許制度との関係	
周波数オークション手続と免許手続の関係(携帯電話基地局の場合)	20
9 その他	
外資規制①無線局免許	21
外資規制②対内投資規制	22

(参考) 周波数オークションの導入に関する論点

1 導入目的

「電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用」、「免許手続きの透明性確保」、「国民共有の財産を国民全体のために活用」等、オークションの導入目的は何か。

2 払込金の法的性格

電波を利用するために払込金を支払わなければならない理由は何か。
(税、公物占用料、電波利用料等の他制度との切り分けの検討も必要。)

3 収入の用途

一般財源か、特定財源か。

4 対象範囲

- ①競願が発生する無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。
- ②再免許時にオークションを行うか。

5 制度設計

(1) 以下のような懸念事項を解決するためにどのような方策をとるべきか。

- ①落札額が高騰しないか。
- ②公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)。
- ③将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか。

(2) 具体的な実施方法をどのようにすべきか。

- ①オークション参加資格
- ②入札すべき内容(払込金の絶対額等)
- ③最低落札価格の設定の是非、設定方法
- ④入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む。)
- ⑤一定のエリアカバー率の義務付け
- ⑥ネットワークの他事業者への開放の義務付け
- ⑦落札者による払込金の納付方法
- ⑧落札者における払込金の会計処理方法
- ⑨談合等不正行為の防止方法

6 二次取引

・二次取引(転売)を認めるべきか。

7 電波利用料制度との関係

・オークション導入に伴う電波利用料制度の在り方

8 免許制度との関係

- ①オークションと免許制度の関係の整理
- ②免許の有効期間(現行5年)の見直し

9 その他

・外国資本の位置づけ

周波数オークションの導入目的

- 周波数オークションの導入目的として、周波数の効率的利用、手続の透明性・迅速性等が挙げられている。
- 米、英においては、法律の規定により、又は導入時の政府の見解として、国庫収入の増加を周波数オークションの主目的とすることが明示的に否定されている。

国名	周波数オークションの導入目的
米	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦通信法309条(j)(3)によれば、FCCは、周波数オークションの実施にあたり、①新技術、新商品、新サービスの迅速な開発、配備、②経済上の機会及び競争の促進並びに新技術の国民への開放、③周波数価値の一部分を公衆のために回収、④周波数の効率的かつ広範な利用といった目的を促進するよう努めなければならないとされている。また、同法309条(j)(7)によれば、FCCは、周波数オークションの実施にあたり、公共の利益等の判断の基礎を周波数オークションによって得られる歳入の期待に置いてはならないとされている。 ・ 周波数オークション導入時の下院報告書（HOUSE OF REPRESENTATIVES REPORT 103-11）によれば、同制度が導入された背景として、それまで免許人の選定手続として採用されていた比較審査方式及びびくじ引き方式について、前者は選定に時間がかかる、後者は周波数を適切に利用する能力を有しない者が選ばれる一方、新技術を開発した者が選ばれない場合があることや転売目的での応募が多数あるといった問題点があることが指摘されている。
英	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国無線電信法第14条(1)によれば、OFCOMは、電波の最適な利用を促進することの望ましさを考慮して、周波数オークションの適用を決定できるとされている。 ・ 所管庁である貿易産業省（当時）※1が1996年に議会に提出した報告書（“Spectrum Management: Into the 21st Century”）によれば、オークション方式の利点として、①経済的効率性、②透明性、③（免許付与過程の）迅速性、④市場価値を反映した価格付け、⑤新規サービスの導入促進が挙げられている。また、貿易産業省の下部組織として周波数管理を所管していた電波通信庁※2が周波数オークション制度導入後に公表した報告書には、「<u>オークションの主目的は歳入の増加にあるのではなく、将来の希少な周波数の効率的利用を確保することにある。</u>」との記述がある（“STRATEGY FOR THE FUTURE USE OF THE RADIO SPECTRUM IN THE UK (1998)”）
独	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上周波数オークションの目的を明示した規定はない。 ・ 周波数オークションが導入された1996年電気通信法案の提案理由説明に、周波数オークションの導入目的に関して、「オークション手続により本質的な規制目的、すなわち効率的な周波数利用が実現されうる。…成功を収めた入札というものは、市場競争の下において割り当てられた周波数を最大限効率的に利用し、経済的かつ効率的な周波数利用に努める体制及び能力を有していることを典型的に証明している。同時に、周波数経済的な選択基準は、競争を促進するという規制政策目的にも資するものである。」との記載がある。
仏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上周波数オークションの目的を明示した規定はない。 ・ 周波数オークションが導入された法案提出時の政府による逐条趣旨説明には、周波数オークションの導入目的に関して、「この制度は、特定の周波数の割当てに際し、より大きな反応性（「réactivité」:許可人の選定を開始するまでの期間が短縮されること）と迅速性（「rapidité」:許可人を選定する手続の期間が短縮されること）を、それが必要とされるときにもたらすものであり、かつ、<u>スペクトルの経済的価値（「valorisation économique」）の増大（「favoriserait」）をもたらすものである。</u>」との記載がある。
韓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上周波数オークションの目的を明示した規定はない。 ・ 放送通信委員会※3からの聞き取り（平成23年5月）によれば、周波数オークションは、<u>周波数の市場価値を反映し、割当過程の透明性及び公正性を向上するために市場基盤の競売制を導入した</u>もの。

※1 貿易産業省（DTI: Department for Trade and Industry）は、ビジネス・イノベーション・技能省（BIS: Department for Business, Innovation and Skills）に統合された。その後、通信・放送政策等については、同省から文化・メディア・スポーツ省（DCMS: Department for Culture, Media and Sport）に移管された。

※2 電波通信庁（Radiocommunications Agency）は、現在はOFCOM（Office of Communications）に統合されている。

※3 放送通信委員会は、放送に関する事項、通信に関する事項、電波研究及び監理に関する事項を所管する機関。

オークション払込金の性格

- 英：オークション払込金は、「免許料」と位置づけられている。
- 韓：オークション払込金は、「周波数割当代価」と位置づけられている。
- 仏：オークション払込金の法令上の位置づけは明確ではない。なお、過去に実施されたオークション要素を取り入れた比較審査方式では、事業者が支払うべき金銭は「使用料」と位置づけられている。
- 米、独：オークション払込金の法令上の位置づけは明確ではない。

国名	オークション払込金の性格
米	<ul style="list-style-type: none">• オークション払込金の法令上の位置づけは明確ではない。• 周波数オークション制度が導入された際の下院報告書(HOUSE OF REPRESENTATIVES REPORT 103-11)には、免許人が、料金を得る目的で、利用者に対して公共の電波を再販売している場合には、公衆に対する当該資源についての合理的報償(reasonable compensation to the public for those resources)を支払うべきである旨の記載がある。
英	<ul style="list-style-type: none">• オークション払込金は、「免許料」(Licence Fee)と位置づけられている(例えば第三世代携帯電話の場合、“The Wireless Telegraphy (Third Generation Licences) Notice 1999”において、“Licence Fee”として落札金額が定められている。)• 「免許料」は、賃料的な性格を有している(平成23年6月文化・メディア・スポーツ省※から聞き取り)。
独	<ul style="list-style-type: none">• オークション払込金の法令上の位置づけは明確ではない。
仏	<ul style="list-style-type: none">• 周波数オークション未実施(平成23年6月時点)。• なお、2010年に行われた第三世代携帯電話用周波数の割当てでは、オークション要素を取り入れた比較審査方式が実施されたところ、選定された事業者が支払う額は、「使用料」(redevance)と位置づけられている(Décret (2007-1532)第13-2-1条)。
韓	<ul style="list-style-type: none">• オークション払込金は、「周波数割当代価」と位置づけられている(韓国電波法第11条)。

※ 通信・放送政策を所管する省

オークション収入の使途

■オークション収入を一般財源とする国が多いが、一部特定財源としている場合がある。

国名	使 途	使途の根拠規定
米	1. 一般財源(ただし、オークションの企画及び実施経費分はFCCが留保) 2. 特別法により、特定財源とする場合あり ① 連邦政府無線局の周波数移行コスト補てん(周波数移転基金に繰入れ) ② デジタル放送移行(コンバータボックス用クーポン配付)・公共安全無線システム整備(デジタルテレビ移行・公共安全基金に繰入れ)	1. 通信法 § 309(j)(8)(A)(B) 2. ①通信法 § 309(j)(8)(D) ②通信法 § 309(j)(8)(E)
英	一般財源 (ただし、OFCOMが電波監理のために要する経費については、①OFCOMによる留保制度又は②文化・メディア・スポーツ省による交付金(grant-in-aid)制度により、オークション収入の一部から賄われている。*) *いずれも財務省の同意が必要。①については活用実績なし。	2003年通信法 § 400 II ただし書部分は、①2003年通信法 § 401(1)(2)又は②OFCOM設置法、財政に関する特別法
独	一般財源	—
仏	一般財源	—
韓	特定財源 通信・放送等の振興(研究開発、人材育成等)(放送通信発展基金等に全額繰入れ)	電波法 § 11VI

周波数オークションの対象無線システム

- **携帯電話**: いずれの周波数オークション実施国(米、英、独)でも、携帯電話は、周波数オークションの対象とされている。
- **放送**: 米では、放送について、一部を除き、周波数オークションの対象とされている。また、英では、技術中立性の下、モバイルTV等に利用可能な周波数について、周波数オークションが実施された例がある。一方、韓、独では、法令上、放送は周波数オークションの対象から除外されている。
- **衛星**: 米では、法令上、国際衛星通信は周波数オークションの対象から除外されている(なお、国内向け衛星放送(DBS)については、周波数オークションが実施された例がある。ただし、2004年実施の周波数オークションについて違法判決が下されたことを受け、その後の実施例はない。)。英では、技術中立性の下、国内向け衛星サービスに利用可能な周波数について、周波数オークションが実施された例がある。
- **自営無線通信**: 米、英では、自営無線通信に利用可能な周波数について、周波数オークションが実施された例がある。

国名	周波数オークションの対象無線システム	
	法令上の対象範囲	過去の周波数オークションにおける対象システムの例
米	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、委員会は、初回免許又は建設許可についての相互排他的な申請を受理した場合には周波数オークションを実施しなければならない(米国通信法第309条(j)(1))。 以下の無線局は対象外(米国通信法第309条(j)(2)、同第765条f) <ol style="list-style-type: none"> ① 公共安全無線サービス ② アナログテレビ放送免許に代えて、既存の地上波放送免許事業者に与えられるデジタルテレビ放送の初回免許 ③ 非営利教育放送局及び公共放送局 ④ 国際衛星通信サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 広帯域PCS(携帯電話サービスに相当)【1994,1995,1996,1999,2000,2005,2007,2008年に実施】 AWS(第三世代携帯電話等で使用)【2006,2008年に実施】 24GHz帯サービス(コモンキャリアによる固定マイクロサービスのほか、自営固定マイクロサービスにも利用可能)【2004年に実施】 新規アナログテレビ【2002年に実施】 LPTV(低出力テレビ)【2005,2008年に実施】 VHF帯商用テレビ【2011年に実施】 FM放送【2004,2006,2007,2009,2011年に実施】 国内向け衛星放送(Direct broadcast satellite : DBS)【1996,2004年に実施※1】
英	周波数オークションが適用されるケースはOFCOMが規則において別途定めるとされ(英国無線電法第14条(2))、法律上特に限定はない。	<ul style="list-style-type: none"> 第三世代携帯電話サービス【2000年に実施】 412-414MHz帯及び422-424MHz帯のペア周波数(国際分配の範囲内であれば、業務用自営無線等に利用可能。) 【2006年に実施】 10,28,32,40GHz帯(10GHz帯については固定システム及びワイヤレスカメラに限定。その他の帯域については、国際分配の範囲内であれば、固定サービス、衛星間サービス、衛星放送サービス等に利用可能。) 【2008年に実施】 1452-1492MHz帯(国際分配の範囲内であれば、モバイルTV等に利用可能。) 【2008年に実施】
独	<ul style="list-style-type: none"> 周波数配分が十分な規模で利用できる周波数を持たず、あるいは一定の周波数に対して多数の申請者が存在する場合には周波数オークションを実施しうる(ドイツ電気通信法第61条(1)、第55条(9)) 法律上、「放送サービスに予定される周波数」は周波数オークションの対象外とされている(同法第61条(2)) 	<ul style="list-style-type: none"> ページングサービス(ポケットベル)【1996年に実施】 GSM(1800MHz帯)【1999年に実施】 第三世代携帯電話【2000年に実施】 3.5GHz帯広帯域無線アクセス(BWA)【2006年に実施】 800MHz,1.8GHz,2.0GHz,2.6GHz帯(電気通信業務(LTE等を想定))【2010年に実施】
仏	周波数の有効利用が求められる場合には、周波数利用の許可件数を制限した上で、比較審査又はオークションにより許可保有者を選定することができると規定するとどまり(フランス郵便電子通信法典第L42-2条)、周波数オークションの具体的な適用対象は法律上特に定められていない。	周波数オークション未実施(平成23年6月時点)。
韓	放送通信委員会は第10条第1項により公告された周波数を価格競争による代価と引き替えに割り当てることができると規定されるところ(韓国電波法第11条第1項本文)、第10条第1項により公告される周波数としては、①「基幹通信事業」並びに②「総合有線放送事業」及び「伝送網事業」※2用の周波数があげられている(同法第10条第1項)。	周波数オークション未実施(平成23年6月時点)。

※1 国内向け衛星放送については、1996年に第1回目のオークションを実施。その後、2000年にORBIT法が制定され、国際衛星通信サービス提供のための周波数においてオークションを実施することを明文で禁止。2004年に国内向け衛星放送についての第2回目のオークションが実施されたが、同オークションはORBIT法に違反するとの連邦控訴裁判決を受けて、FCCが取消し。以後、米国では衛星に係る周波数についてのオークションの実施例はなし。

※2 「基幹通信事業」とは、電気通信回線設備を設置して、これを利用して公共の利益と国家産業に及ぼす影響、役務の安定的提供の必要性などを参酌して、電信電話役務など大統領令が決める種類と内容の電気通信役務を提供する事業をいい、「総合有線放送事業」とは、総合有線放送局(多チャンネル放送を行うための有線放送設備とその従業者の総体をいう。)を管理運営して、伝送・線路設備を利用して放送を行う事業をいい、「伝送網事業」とは、放送番組を総合有線放送局から視聴者に伝送するために有・無線伝送・線路設備を設置運営する事業をいう。

再免許時の周波数オークションの取り扱い

- 米においては、法律上、周波数オークションの対象は初回免許とされており、免許の更新時に周波数オークションは実施されていない。また、独においては、法律上、周波数オークションの対象とすべきでない場合に該当し得る例として、周波数オークションによらずに既に周波数割当を受けている場合が挙げられている。
- その他の国においては、法律の明文はないが、少なくとも携帯電話用周波数について、再免許又は免許の更新時に、周波数オークションを実施した例はない。

国名	再免許時の周波数オークションの取り扱い	
	法令上の規定	運用上の取り扱い
米	<p>【法律上の規定】 周波数オークションは相互排他的な初回免許(initial license)の申請に適用できると規定されている(米国通信法第309条(j)(1))。 (参考)米国下院報告書No.103-111 免許の更新や修正に周波数オークションを適用することは許されない。</p> <p>【規則上の規定】 700MHz帯のWCSサービスなどの場合、原則として、既存事業者からしか免許申請を受け付けず(FCC規則47C.F.R. § 27.14(f))、そもそも競願処理自体が想定されていない。</p>	過去、免許の更新時に周波数オークションは実施されていない。
英	法律上、再免許となる周波数が周波数オークションの対象となるかは明らかでない(英国無線電通信法第14条)。	運用上、携帯電話用周波数については免許の有効期間が無期限とされており、再免許自体が想定されていない。
独	<p>【法律上の規定】 「それらの手続きが第2条第2項の規制目的の確保に適切でない場合を除き、基本的に第5項に定める措置(注. 入札手続)が実施される。それら(注. 第2条第2項の規制目的の確保に適切でない場合)は、特に、周波数計画を考慮して無線周波数が利用される物的及び空間的な関連市場において、入札手続によることなくすでに周波数が割り当てられている場合・・・が該当し得る。」(ドイツ電気通信法第61条第2項)</p>	周波数割当ての有効期間が満了した場合であっても、周波数不足が生じていない限り、期限の延長が可能であり、これまでのところ携帯電話用周波数の周波数は周波数オークションによることなく延長されている。
仏	法律上、周波数利用許可の更新となる周波数が周波数オークションの対象となるかは明らかではない(フランス郵便電子通信法典第L42-2条)。	<ul style="list-style-type: none"> 周波数オークション未実施(平成23年6月現在)。 法律上、周波数利用許可の更新が可能であり(フランス郵便電子通信法典第L42-1条Ⅱ②)、これまでのところ、携帯電話用無線局の免許期間は周波数オークションによることなく延長されている。 ※ なお、2008年に行われた900MHz帯に係る携帯電話事業者の周波数利用許可の更新の際には、既存事業者に対して周波数の一部を返還させ、当該周波数を比較審査により新規参入者に割り当てた。
韓	法律上、周波数の再割当てとなる周波数が周波数オークションの対象となるかは明らかではない(韓国電波法第11条第1項)。	<ul style="list-style-type: none"> 周波数オークション未実施(平成23年6月現在)。 法律上、一定の例外的場合を除き、周波数の再割当てが可能である(韓国電波法第16条第1項)ところ、実際上は、当該一定の場合に該当しない限り、常に再割当てする運用となっており、再割当て時の周波数オークションは想定されていない。

スペクトラムキャップ・優遇措置・新規参入専用枠

- 主要なオークションでは1者が獲得可能な周波数幅(ブロック数)に制限が設けられている例が多い。
- 中小企業者に対する優遇措置や新規参入枠を設けているオークションが行われた例もある。

国名	オークション名	スペクトラムキャップ	優遇措置	新規参入専用枠
米	PCSオークション (A・Bブロック)	無	無	無
	PCSオークション (Cブロック)	有 (98個以上の免許を取得することの禁止)	有 (事業者の属性に応じた割引率の設定(例:過去三年間の平均収入が\$4,000万を超えない事業者は落札額の25%が免除))	中小事業者のみ入札可能
	700MHz帯オークション	無	有 (事業者の属性に応じた割引率の設定(例:過去三年間の平均収入が\$1,500万以下の事業者は落札額の25%が免除))	無
英	3Gオークション	有 (1事業者1ブロックのみ落札可能)	無	有(1枠)
	LTE等オークション	有 (オークション後に、所有周波数が1GHz帯以下で2×27.5MHz、移動通信用周波数合計で2×105MHz以下 等)	無	無
独	3Gオークション	有 (FDD用周波数2×10MHz以上2×15MHz以下)	無	無
	LTEオークション	有 (800MHz帯について、既存の900MHz帯と合計で2×20MHz以下)	無	無

周波数オークションにより得た免許等の有効期間

- 周波数オークションにより得た免許等の有効期間は、一般的に概ね10年から20年の間で設定されている。
- ただし、英においては、有効期間を無期限とした上で、一定期間経過後は、周波数管理を理由として免許を取り消すことが可能としている場合(2011年6月以降の第三世代携帯電話など)もある。

国名	周波数オークションにより得た免許等の有効期間
米	周波数オークション毎に定めている。 (例) 700MHz帯オークション(2008年実施): 2009年6月13日から10年を超えない期間(ただし、放送サービスの場合は8年を超えない期間。)
英	周波数オークション毎に定めている。 (例) 第三世代携帯電話(2000年実施): 当初、免許期間は2021年12月31日まで(約20年間)だったが、2011年2月に実施した公開諮問を経て、同年6月に免許期間を無期限に変更することとされた。ただし、これに伴い、OFCOMは、2016年12月31日以降、5年の猶予期間をもって、通知により、周波数管理を理由として免許を取り消すことが可能とされた。
独	周波数オークション毎に定めている。 (例) 第三世代携帯電話(2000年実施): 2020年12月31日まで(約20年間) LTE(2010年実施): 2025年12月31日まで(約15年間)
仏	周波数オークション未実施(平成23年6月時点)。 なお、オークション要素を取り入れた比較審査方式を実施した第三世代携帯電話の場合、周波数利用許可の有効期間は20年間。
韓	周波数オークション未実施(平成23年6月時点)。 なお、法律上、周波数割当の有効期間は、20年の範囲内で個別に定められる(韓国電波法第15条)。

オークション参加資格

- 米国においては、参加申請者は、法的・技術的・財政的要件を満たしていることを宣言することが求められている。
- 独国においては、技術的な専門的知識を有すること等が参加の要件となっている。
- いずれの国でも、保証金の支払いが参加の要件となっている。

国名	オークション名	オークションの参加資格
米	PCSオークション (A・Bブロック)	法的・技術的・財政的要件を満たしていることの宣言※ 保証金の支払い
	PCSオークション (Cブロック)	法的・技術的・財政的要件を満たしていることの宣言※ 中小事業者であること(過去二年間の収入がそれぞれ\$1億2,500万以下であって、総資産が\$5億以下) 保証金の支払い
	700MHz帯オークション	法的・技術的・財政的要件を満たしていることの宣言※ 保証金の支払い
英	3Gオークション	オーナーシップ制限ルール上の適格性 保証金の支払い その他(国家安全保障上問題がないこと等) ※1ブロックについては、新規参入者であること
	LTE等オークション	保証金の支払い ※その他は未定
独	3Gオークション	技術的な専門知識 保証金の支払い及び銀行による保証書の提出
	LTEオークション	技術的な専門知識 保証金の支払い又は銀行による保証書の提出、技術的要件 その他(応札に向けた意思の信憑性等)

※虚偽の宣言を行った場合は罰金等

入札すべき内容

■入札すべき内容は米英独の主要オークションでは全て具体的金額

国名	オークション名	入札すべき内容
米	PCSオークション(A・Bブロック)	具体的金額
	PCSオークション(Cブロック)	同上
	700MHz帯オークション	同上
英	3Gオークション	同上
	LTE等オークション	同上
独	3Gオークション	同上
	LTEオークション	同上

最低落札価格の設定の是非、設定方法

- 最低落札価格の有無は、オークション毎に決定
- 最低落札価格は、類似の周波数帯のオークションの落札価格や当該周波数を更地にするための費用等に基づいて設定

国名	オークション名	最低落札価格の設定	最低落札価格の設定方法
米	PCSオークション (A・Bブロック)	無	-
	PCSオークション (Cブロック)	無	-
	700MHz帯オークション	有 (ブロック毎に設定。Aブロック: 総計 \$ 18億738万 Bブロック: 総計 \$ 13億7,442万6,000 等)	2006年9月に実施したAWS-1帯の周波数オークションの落札総額に基づきエリア毎に設定
英	3Gオークション	有 (ブロック毎に設定。Aブロック: £ 1億2,500万 Bブロック: £ 1億710万 等)	1 MHz £ 357万を基準に、周波数幅に比例してブロック毎に設定
	LTE等オークション	有 (ロット毎に設定。Aロット: £ 30百万 Bロット: £ 15百万 等)	当該周波数帯域を更地にするためにかかった費用を基に設定
独	3Gオークション	有 (ブロック毎に設定。FDD用2 × 5MHz: 1億DM TDD用1 × 5MHz: 5,000万DM)	行政管理費用に基づき設定
	LTEオークション	有 (ブロック毎に設定。1 × 5MHzのブロック: €125万 等)	

入札方法、入札状況の公表方法等

- オークション方式は同時複数ラウンド方式(SMRA)を採用しているオークションが多数
- 価格の決定方法は英国のLTE等オークションを除いてファーストプライス方式
- 各ラウンドにおいて最高入札者と最高金額を公表しているオークションが多数

国名	オークション名	オークション方式			各ラウンドにおける入札状況の公表方法
		複数ブロックの入札方法	回数	価格の決定方法	
米	PCSオークション (A・Bブロック)	同時型	複数ラウンド方式	ファーストプライス方式	最高入札者と最高金額を公表
	PCSオークション (Cブロック)	同時型	複数ラウンド方式	ファーストプライス方式	最高入札者と最高金額を公表
	700MHz帯オークション	同時型	複数ラウンド方式	ファーストプライス方式	最高入札額を公表
英	3Gオークション	同時型	複数ラウンド方式	ファーストプライス方式	最高入札者と最高金額を公表
	LTE等オークション	同時型	複数ラウンド方式	セカンドプライス方式	最高入札者と最高金額を公表
独	3Gオークション	同時型	複数ラウンド方式	ファーストプライス方式	最高入札者と最高金額を公表
	LTEオークション	同時型	複数ラウンド方式	ファーストプライス方式	最高入札者と最高金額を公表

複数ブロックの入札方法

同時型

全てのブロック(周波数帯、エリア等)を同時にオークションにかける方式

逐次型

一つ一つのブロックを逐次オークションにかける方式

回数

単一ラウンド方式

1回のラウンドで入札が終了する方式

複数ラウンド方式

オークションを時間的間隔を挟んだ複数のラウンドに分け、各ラウンド毎に入札を行う方式

価格の決定方法

ファーストプライス方式

落札者の支払金額について、落札者が付けた金額を支払う方式

セカンドプライス方式

落札者の支払金額について、次点の入札者が付けた入札額を支払う方式

エリアカバー率の義務付け

■ 移動通信に係るオークションは人口カバー義務を課しており、達成出来なかったときの措置も設けている。

国名	オークション名	人口カバー義務の設定	人口カバー義務違反時の措置
米	PCSオークション (A・Bブロック)	30MHz幅の免許:5年以内に免許エリアの人口の3分の1、10年以内に免許エリアの人口の3分の2 10MHz幅の免許:5年以内に免許エリアの人口の4分の1	自動的に免許失効
	PCSオークション (Cブロック)		
	700MHz帯オークション	A・B・Eブロック:4年以内に免許エリアの人口の35%、免許満了時に70% Cブロック:4年以内に免許エリアの人口の40%、免許満了時に75% Dブロック:4年以内に人口の75%、7年以内に95%、免許満了時に99.3%	A・B・C・Eブロック:中間目標の未達成は免許期間の短縮、最終目標の未達成は免許の自動的失効 Dブロック:重大な違反・不履行があった場合、免許を取り消し得る。
英	3Gオークション	2007年末に人口の80%	免許を取り消し得る。
	LTE等オークション	800MHz:2017年までに人口の95%	不明
独	3Gオークション	2003年末に人口の25%、2005年末に50%	免許(周波数割当て)を取り消し得る。
	L T Eオークション	800MHz帯:2016年頭まで人口の50%以上かつ指定地域(人口密度が低い地域)においては人口の90%以上 1.8GHz帯、2GHz帯、2.6GHz帯:2014年頭までに人口の25%以上、2016年頭までに50%以上	

ネットワークの他事業者等への開放の義務付け

■米英独においては、ネットワークの開放を新たに義務付けることとはしないオークションが多数

国名	オークション名	ネットワークの開放の義務付け
米	PCSオークション(A・Bブロック)	無
	PCSオークション(Cブロック)	無
	700MHz帯オークション	Cブロックについて、免許人のネットワークの管理・保護に合理的に必要な技術的基準や法令に反しない限り、利用者が自ら選択した機器やアプリケーションを当該ネットワーク上で使用することを拒否又は制限することを禁止
英	3Gオークション	無
	LTE等オークション	無
独	3Gオークション	免許人は、既存の法令に基づき、他の公衆電気通信事業者の求めに応じて当該事業者との相互接続を行わなければならない旨を免許状に記載
	LTEオークション	無

落札者による払込金の納付方法

■払込金の納付方法は一括払いが多数であるが、分割払いを選択できるオークションが行われたこともある。

国名	オークション名	払込金の納付方法
米	PCSオークション (A・Bブロック)	一括払い
	PCSオークション (Cブロック)	分割払いも可能 (免許の付与日から5営業日以内に落札額の10%の支払。残額については、複数の支払い方法より選択(例:免許期間10年のうち、初めの6年間は利子のみを支払い、残りの4年間で落札額の残額を支払う。)
	700MHz帯オークション	一括払い
英	3Gオークション	「一括払い」又は「半額払い＋分割払い」の選択制 (「半額払い＋分割払い」の場合は、落札額の約1.5倍相当を支払う)
	LTE等オークション	一括払い
独	3Gオークション	一括払い
	L T Eオークション	一括払い

(注) PCSオークション (Cブロック) では、オークション後、払込金を払えなくなる落札者が続出し、支払方法の変更や免許の返還を認める救済措置が講じられた。

オークション払込金の会計処理

- 諸外国の主要な通信事業者においては、オークション払込金を「無形資産」として計上
- 米国の2社はいずれも償却しないものとしているが、英・独では免許期間等を基に耐用年数を算定して償却を実施

	ベライゾン(米)	AT&T(米)	ボーダフォン(英)	ドイツテレコム(独)
獲得 免許例	700MHz帯免許(2008年)	700MHz帯免許(2008年)	3G免許(2000年)	3G免許(2000年) LTE免許(2010年)
処理 方法	貸借対照表上の資産の部 に無形資産として計上	貸借対照表上の資産の部 に無形資産として計上	貸借対照表上の資産の部 に無形資産として計上	貸借対照表上の資産の部 に無形資産として計上
減価 償却	非償却 〔耐用年数：特定されない〕	非償却 〔耐用年数：特定されない〕	償却 〔耐用年数：免許期間〕	償却 〔耐用年数：免許期間、免許更新 費用等を加味して算出(実際の 耐用年数は不明)〕
根拠	米国会計基準	米国会計基準	EU会計基準 (IFRS(IAS38)準拠)	EU会計基準 (IFRS(IAS38)準拠)

※ 参照：各社2010年アニュアルレポート

談合等不正行為の規制

- オークション参加者間の談合等が禁止されている。
- 違反した場合には、保証金等の没収や将来のオークション参加拒否等の措置が課せられる。

国名	オークション名	規制されている談合等の不正行為	規制違反時の措置
米	PCSオークション (A・Bブロック)	オークション参加者間の談合 資格要件の虚偽記載	保証金等の没収 将来のオークションへの参加拒否 等
	PCSオークション (Cブロック)		
	700MHz帯オークション	オークション参加者間の談合 資格要件の虚偽記載 入札における違反行為	保証金等の没収 将来のオークション参加拒否 等
英	3Gオークション	オークション参加者による情報交換 制度設計助言者からの情報提供	当該オークションから排除
	L T E等オークション	不明	不明
独	3Gオークション	オークション参加者間の談合等	当該オークションから排除 談合等によりオークションから排除された者の入札 した価格がオークション終了後においても最高価格 であった場合、支払い義務が課される。 オークション終了後に談合等が明らかになった場合、 落札は無効となるが支払義務は残る。
	L T Eオークション		

二次取引制度

■主要諸外国では、いずれも国の認可・承認を条件とする譲渡制度を導入している。

国名	制度概要	導入時期	適用対象	手続・主な要件
米	免許譲渡制度 (通信法 § 310(d)) 無線局免許の譲渡	1927年	アマチュア局、船舶局等を除く 無線局免許 (FCC規則 § 1907,1948(b)(5),73.3540等)	認可 (通信法 § 310(d)、FCC規則 § 1.948(a)) ・譲受人が免許の条件をみたすこと ・認可が公共の利益、利便性、必要性にかなうこと
	周波数リース制度 (通信法 § 310(d)) 周波数利用権の全部又は一部のリース ①周波数管理者型 事実上の管理権は免許人が留保 ②実質移転型 事実上の管理権が賃借人に移転	2003年	無線通信業務に係る周波数のうち免許人が 排他的な利用権を有するもの等 〔例: 広帯域PCS、無線呼出・無線電話業務、 746-764MHz,776-794MHz帯無線通信業務 (FCC規則 § 1.9005)〕 ※無線通信業務には、放送業務、衛星(通信・放送) 業務は含まれない	①届出 (FCC規則 § 1.9020(a)) ・規則違反や競争上その他公益上の懸念があるときは終了させられる ②認可 (FCC規則 § 1.9030(a)等) ・賃借人が免許人と同一の免許適格を有すること ・認可が公共の利益、利便性、必要性にかなうこと
英	周波数取引制度 (無線電信法 § 30) 無線電信免許に基づく権利・義務の全部又は一部の譲渡 ①完全移転型 権利義務が譲受人にすべて譲渡 ②並立移転型 権利義務が譲渡人・譲受人の双方に併存	2004年	規則で定める業務に係る免許に基づく 権利・義務 〔例: 広域無線呼出業務、固定無線アクセス (FWA)、移動通信業務(900MHz・1.8GHz・ 2.1GHz)〕	認可 (周波数取引規則) ・取引参加者全員の合意があること ・免許料が納められていること ・OFCOMが廃止を公示していない免許であること ・変更・廃止の手続中でない免許であること ・過去に認められなかった免許でないこと
独	周波数取引制度 (電気通信法 § 62) 周波数利用権の全部又は一部の譲渡	2004年	(調査中)	認可 (電気通信法 § 62(2)) ・周波数利用の効率性の維持・改善 ・競争環境に歪みが生じないこと ・利用者利益の確保等の規制目的の確保 等
仏	許可譲渡制度 (郵便電子通信法典 § L42-3) 周波数利用許可の全部又は一部の譲渡	2006年	電子通信業務に係る許可のうち 政令で定めるもの 〔例: 移動体通信(2G・3Gを除く)、固定無線通信、 衛星通信〕	認可 (郵便電子通信法典 § R20-44-9-5) 以下の場合には、認可されない ・法定の免許拒否事由に該当すること ・譲渡人・譲受人双方の権利・義務によって、当初の免許条件が達成されないこと ・周波数アクセス・利用の競争環境への侵害 等
韓	周波数利用権の譲渡又は賃貸(電波法 § 14②) 周波数利用権の全部又は一部の譲渡・賃貸	譲渡:2000年 賃貸:2005年	基幹電気通信事業、総合有線放送事業及び 伝送網事業に割り当てられる周波数のうち、 電波法 § 11(計算による周波数割当代価方式 又はオークション方式)に基づき割り当てられ た周波数利用権	承認 (電波法 § 14③) ・周波数の割当を受けてから3年以上経過していること ・周波数割当の際の欠格事由にあたらぬこと ・電波資源利用の効率性等を考慮すること

周波数オークションを実施した場合の電波利用共益事務費用に相当する費用の負担の在り方

- オークション払込金と別名目で電波利用共益事務費用に相当する費用を徴収する国(米、独、韓)と、オークション払込金のみを徴収する国(英)がある。
- なお、韓においては、周波数オークションを実施する場合、電波使用料の金額が減額される。

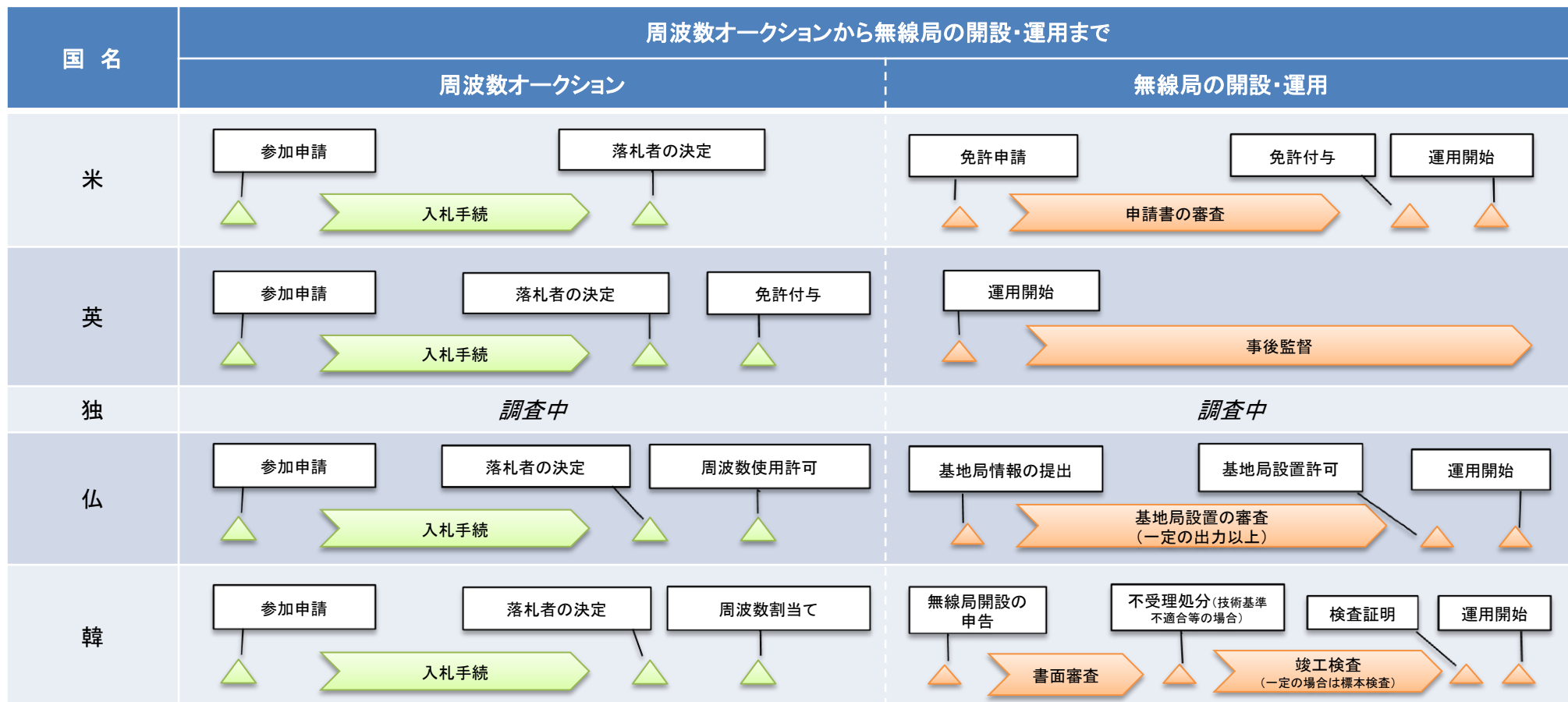
国名		周波数オークションを実施する場合、オークション払込金とは別名目で電波共益事務費用に相当する費用を徴収されるか
米	○	周波数オークションを実施する場合であっても、電波利用共益事務費用に相当する費用として、行政手数料(Regulatory Fees)が徴収される(米国通信法第159条)。
英	×	周波数オークションを実施する場合、対象無線局からは免許料(Licence Fee)としてオークション払込金が徴収されるのみ(英国無線電信法第14条(5)(a)、個別の規則(例: THE WIRELESS TELEGRAPHY (THIRD GENERATION LICENCES) NOTICE 1999, § 5.2.1(a), § 5.3.4))。
独	○	周波数オークションを実施する場合であっても、電波利用共益事務費用に相当する費用として、周波数保護分担金(Frequenznutzungsbeitrag)が徴収される(ドイツ電気通信法第143条、電磁環境適合性法(Gesetz über die elektromagnetische Verträglichkeit von Betriebsmitteln)第19条)。
仏	—	周波数オークションは未実施であり、具体的な下位法令が整備されておらず、未定(平成23年6月時点)。
韓	△	法律上は、周波数オークションを実施する場合であっても、電波使用料が徴収されるが、100分の30が減額される(韓国電波法第67条第1項第5号、同法施行令第89条第2項第2号)。

(注)

- : 周波数オークションを実施する場合、オークション払込金と別名目で電波利用共益事務費用に相当する費用を徴収する。
- ×
- △ : 周波数オークションを実施する場合、オークション払込金と別名目で電波利用共益事務費用に相当する費用を徴収するが、一定額が減額される。
- : 周波数オークションが未実施であるため(平成23年6月時点)、詳細不明。

周波数オークション手続と免許手続の関係(携帯電話基地局の場合)

■周波数オークションの落札者には、落札した周波数を使用する無線局を一定の条件で開設する地位が付与される。
 なお、落札者の地位の法的位置づけ及び落札者が無線局を開設する際に求められる手続は国によって異なる。



※ 仏、韓は周波数オークション未実施であるため(平成23年6月時点)、詳細不明。

外資規制①無線局免許

- 米、韓においては、無線局免許に対する外資規制を実施
- 英、独、仏においては、無線局免許に対する外資規制なし
- なお、英では国家安全保障の観点が免許適格の事前審査項目とされた例があるほか、法律上、免許の取消事由とされている。また、仏では国家防衛・公共の安全が法律上、許可の拒否事由とされている。

【米】

- 放送局、公衆通信業務用無線局、航空機無線局、航空固定無線局（通信法第310条(a)(b)）
 - ① 外国人、外国政府又はその代表者、外国法に基づく法人は免許取得不可
 - ② 外国人等がその議決権の5分の1超を占める法人は免許取得不可
 - ③ 外国人等がその議決権の4分の1超を占める法人により直接・間接に支配されている法人について、連邦通信委員会(FCC)が公益の保持のため必要であると認めるときは、当該法人は免許取得不可
(ただし、公衆通信業務用無線局については、WTO上の義務を履行するため、WTO加盟国に対しては③を発動せず)

【韓】

- 次に掲げる者は、周波数の割当てを受けることができない。(電波法第13条)
 - ・ 無線局の開設の欠格事由に該当する者(注1)
 - ・ 基幹通信事業を行おうとする①国・地方公共団体、②外国政府又は外国法人、③外国政府・外国人(外国の法人・団体を含む)が49%超の株式を所有する法人(注1)外国人、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体。ただし、以下の無線局を開設しようとする場合を除く。(電波法第20条)
 - ①基幹通信事業用周波数を利用する携帯用無線局、②簡易無線局の無線設備のうち携帯型無線機、③電波天文業務を行う受信専用無線機、④陸上局・基地局または移動中継局を設置する者が当該無線局と通信するために開設する移動局・陸上移動局の無線設備のうち携帯型無線機、⑤実験局、⑥外国の船舶・航空機に開設する無線局、⑦外国公館の公用無線局、アマチュア局、陸上移動業務用無線局(相手国で韓国国民が開設可能な場合)、⑧韓国国内において行う国際的・国家的行事に必要な無線局、⑨アマチュア局のうち、韓国のアマチュア無線技士の資格を取得した者等が開設するもの、⑩大韓民国に出入りする航空機や船舶からの電気通信役務を提供するため、航空機や船舶内に開設する無線局(注2)外国人(外国法人を含む)、外国の政府・団体、外国人(外国法人を含む)又は外国の政府・団体が50%超の株式を所有する法人による地上波放送事業者への出資は不可(放送法第14条)

【英・仏】

- 英国
3Gオークションの免許適格の事前審査において、国家安全保障上の利益を損なうおそれがあるときは申請を認めないことができるとされていた。
免許付与後においても、国家安全保障上の利益の観点から必要不可欠又は適切な場合は取り消し得る(2006年無線電信法別表1(注3))
(注3) なお、3Gオークション当時は、1949年無線電信法に同様の規定が置かれていた。
- フランス
国家防衛又は公共の安全の必要がある場合には周波数の利用を許可しないことができる(郵便電子通信法典第L42-1条)

外資規制②対内投資規制

- 米・英・独は、政府による事後介入方式を採用
- 仏・韓は、投資家による事前届出方式を採用

国名	規制対象となる投資	規制目的	規制の方法
米	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人による米国企業の合併、買収 ・対象となる業種に制限なし [国防生産法 § 721(a)(3)]	国家安全保障	事後介入方式 (事前の介入も可能) [国防生産法 § 721(b)(d)]
英	<ul style="list-style-type: none"> ・英国企業の合併、買収 ※国内資本・国外資本を問わず適用 ・対象となる業種に制限なし [企業法 § 23]	公共の利益	事後介入方式 (事前の介入も可能) [企業法 § 42~58,別表7]
独	<ul style="list-style-type: none"> ・EU外の第三国による独企業の議決権の25%以上の取得 ・対象となる業種に制限なし [対外経済法 § 7(2)6,同施行令 § 53] (参考)このほか、軍事物品等の製造・開発企業に限った外資規制あり	公共の秩序 国家安全保障	事後介入方式(注) [対外経済法 § 7(2)6、同施行令 § 53] (注)株式公開買付の場合は、買付の提案決定を公表した時から介入が可能
仏	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人による仏企業の議決権の33.33%超の取得等 ・対象となる業種に制限なし [通貨金融法典 § L151-2,R151-1] (参考)公共の秩序・安全、国家防衛に係る11業種について、別途許可制度あり	国家の利益	事前届出方式 [通貨金融法典 § L151-2,R152-5]
韓	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人による韓国企業の株式の取得 ・業種を限定して外国人投資比率等を制限 (通信・放送などを含む28業種) [外国人投資促進法 § 4] (参考)このほか、防衛関連企業について、別途許可制度あり	国家の安全 公共の秩序 保健衛生 環境保全 公序良俗	事前届出方式(注) [外国人投資促進法 § 5・6] (注)上場企業の既存株式等の取得については、取得後30日以内に届出